

公 示 送 達 書

岡料第 5363 号
令和 8 年 8 月 21 日

下記の者に発送した書類について、その住所及び居所が不明のため
送達できないので、公示送達をします。

なお、当該書類は当市財政局税務部料金課に保管しており、受領権限
を有する者にいつでも交付します。

岡 山 市 長 大 森 雅 夫

送 達 を 受 け る 者	住（居）所	【フィリピン】フィリピン
	氏 名	藤本 孝

（ 注 意 ）

地方税法第20条の2第3項の規定により、公示をした日から起算して7日を経過し
たときに書類の送達があったものとみなされます。